
学校いじめ防止基本方針



四国中央市立金生第一小学校

平成25年9月策定

(令和7年3月改定)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本的な方針は、児童をいじめの加害者にも被害者にもさせないという目的の下、学校・家庭・地域住民及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、学校がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

四国中央市立金生第一小学校

四国中央市立金生第一小学校
いじめ防止基本方針

誰もが安心して過ごせるいじめのない
学校づくりをめざします。

未然防止 児童一人一人が安心して過ごせる居場所づくりと友達
とつながり合える仲間づくりを進めます。

① 全ての児童にとって分かりやすい授業

児童が意欲的に生き生きと授業に参加できるよう、全ての児童にとって分かりやすい授業（ユニバーサルデザインの授業）に取り組みます。

② 豊かな心を育てる道徳教育

自分も含め、全ての人の生命を大切にし、お互いの人権を大切にしようとする道徳的実践力を育てます。

③ 様々な人々と交流する活動

園児や高齢者、地域ボランティアなど様々な人々と交流する機会を設け、人間としての生き方を学びます。

④ 情報モラル教育の充実

情報に振り回されず、情報を適切に活用するとともに、ネットモラルを身に付けた児童を育てます。

早期発見 児童の生活の様子をしっかりと見取り、いじめの早期発
見に努めます。

⑤ 「いじめ防止校内委員会」の設置

いじめはどの学校にも起こりうるものと捉え、学校組織としていじめの未然防止・早期発見に努めます。

⑥ 教育相談の充実

相談の日や定期的なアンケート調査を活用するなどし、悩みを抱えた児童が安心して相談できる体制をつくります。

早期対応 いじめやいじめが疑われる行為を発見・通報を受けた
ときには、組織的に対応し、被害児童を守り通します。

⑦ 「いじめ問題対策チーム」による対応

発見・通報を受けた場合は、「いじめ問題対策チーム」が組織的に対応し、早期解決に向けて取り組みます。

⑧ 被害児童の保護

被害児童のプライバシーに配慮し、被害児童が安心して過ごせるよう守り通します。

⑨ 地域との連携

深刻ないじめに対しては、市教育委員会や専門機関等と連携し、対応に当たります。

学校 家庭 地域住民 が一体となった **いじめゼロ** の学校づくり

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念

【基本理念】

- 1 全教職員が一致協力し全力を尽くして、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- 2 自他の大切さを認め合う仲間意識を育て、いじめを許さない集団づくりに努める。
- 3 いじめの被害者を徹底して守り通し、いじめ問題の解決に全力で取り組む。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法第4条で規定)

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条による定義)

(4) いじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりする。
- ・ ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(5) いじめ問題の理解

ア いじめをとらえる視点

- ・ 一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている。
- ・ いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。
- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- ・ いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に行う。

イ いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

ウ いじめる心理

- ・ 不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読みとる。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

2 いじめ未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- ア 教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営に努める。
- イ 学級経営上起きた問題等に対しては学級担任一人で抱え込まず、管理職に報告・連絡・相談するなど組織的に対応する。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう人権尊重の意識、心情、態度を育み、自己肯定感を高める。
- イ つながり合う仲間づくりを推進するとともに、生活の中の不合理や矛盾に気付く能力を身に付けさせる。
- ウ いじめ問題の根絶や差別解消につながる意欲や技能・態度をもった児童を育てる。

(3) 道徳教育の充実

- ア 道徳の時間を計画的に進め、自他の生命の尊重を基盤にお互いの人権を大切にしようとする道徳的実践力を育成する。
- イ 教育活動全体を通じて、いじめを見逃さず、互いに戒め合い、支え合う仲間意識を育て、いじめを許さない集団づくりに努める。

ウ いじめをテーマにした教材・題材を基に児童自らがいじめについて学び、取り組む機会を設ける。

(4) 体験活動の充実

ア 幅広い生活体験を積ませ、児童がいじめ克服に向け自主的に行う活動を支援する。

イ 幼稚園や保育園の園児や高齢者など様々な年齢層の人と交流する機会を設けるとともに、ボランティアや地域のために献身的に取り組んでいる人と出合わせ、人間としての生き方を学ぶ機会を設ける。

(5) 児童の主体的な活動（児童会活動）

ア JRC活動による清掃活動や奉仕活動、委員会活動によって心を磨き、進んで集団の一員として実行する児童を育成する。

イ 人権・スマイル委員会を中心に、仲間づくりを進めるための委員会活動を支援する。

ウ いじめSTOP隊の活動を推進し、いじめを防止するために主体的に考え行動する児童を育成する。

(6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

ア ユニバーサルデザインの授業（全ての児童にとって分かりやすい授業）に取り組み、児童一人一人が学習の目標をもって、意欲的に生き生きと授業に参加できるようにする。

イ 個に応じた指導や教材の開発、発問や指示の構成、板書計画などの指導方法などを継続的に工夫・改善する。

ウ チャイムと同時に授業開始、立腰を基本とした姿勢の確立、互いの意見を聞くことなど学習規律の定着を図る。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

ア 全ての児童が楽しく豊かな学校生活を送るために、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

イ SST（ソーシャル・スキルトレーニング）やアサーション・トレーニング、GWT（グループワーク・トレーニング）などを取り入れ、豊かな人間関係の構築につながるコミュニケーション能力の育成を図る。

(8) 相談体制の整備

ア 児童の様子を複数の教職員で見守る体制を確立するとともに、定期的に調査し、早期発見・未然防止に努める。

イ 適切かつ迅速に対応できるように、教育相談体制（学級担任による教育相談、ハートなんでも相談員による教育相談等）の充実を図る

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 情報モラル教育の充実を図り、「ネットいじめ」の未然防止に努めるとともに、適切な対処法を身に付けさせる。

イ PTAや各種機関と連携し、児童を取り巻くインターネット環境及び利用状況の把握に努める。

(10) 発達障がい等への共通理解

- ア 児童一人一人の特性理解に努め、実態に応じた柔軟性のある個別支援を工夫する。
- イ 発達障がいやその傾向のある児童を特別視するのではなく、他の児童よりも「つまづきやすい」児童という見方で「集団指導」を工夫する。

(11) 校内研修の充実

- ア いじめの理解、未然防止・早期発見に関する研修を定期的に行う。
- イ 学級経営上の諸問題についての情報交換を行うとともに、いじめを許さない集団づくりについての研修を定期的に行う。
- ウ 授業公開及び授業研究を校内研修の重要な柱として位置付け、分かる授業づくりに向けた授業改善に組織的に取り組む。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 他校の生徒指導主事との連絡を密に行い、いじめの早期発見に努める。
- イ 他校でのいじめについて情報を得た場合は、生徒指導又は管理職を通じて迅速に連絡する。
- ウ 複数校にまたがるいじめを認知した場合は、当該校と連携をとり、早期解決に向けて組織的に取り組む。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止校内委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、学年主任
ハートなんでも相談員（必要に応じて）

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

(7) 子どもの声に耳を傾ける。

- ・ 日記の活用を図る。
- ・ 朝の健康観察時に児童の声・表情に気を配る。
- ・ 休み時間などの自由な時間に発する児童の言葉・声に耳を傾ける。
- ・ 専科教員による授業や保健室での児童の声に耳を傾ける。

(4) 子どもの行動を注視する。

- ・ 授業時間、休み時間などあらゆる時間を通じて児童の行動に気を配る。
- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめにつながるおそれのある行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 学級担任だけでなく、専科教員、養護教諭等、全教職員間で情報を共有する。

イ アンケート等調査の工夫

- ・ 児童に対しては複数のアンケートを組み合わせ、心の状態、人間関係等について把握する。
- ・ 記名式として、悩みをもつ児童等に即時に対応できるようにする。
- ・ 教職員に対しては、チェックリスト形式を用い、定期的に自己チェックができるようにす

る。

ウ 相談活動の充実

(7) 教育相談の日の設定（月一回）

(4) ハートなんでも相談員による相談活動（毎週木・金曜日）

エ 保護者との連携・情報の共有

(7) P T A総務会、学級懇談等を利用しての保護者啓発

(4) 生徒指導便り、学年・学級通信等を利用した啓発（相談窓口の周知徹底）

オ 地域及び関係機関との連携

(7) 近隣の小・中学校間とのいじめの未然防止に関する取組の情報交換

(4) 市教育委員会や育成センター、警察等からのいじめ防止や早期発見に生かす相談機関、
実態把握資料などの情報収集

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

いじめの防止対策委員会が中心となり、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に心掛け、
いじめの問題に対し、迅速かつ組織的な対応をする。また、保護者・児童アンケート及び学校
評価において、本校のいじめの防止等のための取組についてのアンケートを行い、肯定的な回
答結果が90%以上を達成目標に設定する。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

いじめ問題への取組等について、保護者・児童アンケート及び学校評価の項目に位置づ
け、達成目標設定とその達成状況进行评估する。児童の取組进行评估し、期待するような指標等
の改善が見られなかった場合は、その原因を分析し、次の取組内容や取組方法の見直しを行
う。

(4) 年間取組計画

	職員会・校内研修	未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との連携
年度当初	・いじめ防止校内委員会（方針・計画等） ・いじめ問題対策チームの編成 ・職員会（共通理解） ・配慮の必要のある児童に関する引継事項の確認	・児童との信頼関係の構築 ・学級内での居場所づくり	・PTA総会（方針説明） ・家庭訪問
1学期	・校内研修（いじめ問題の理解、未然防止・早期発見） ・授業公開及び授業研究	・学級、学年集団づくり ・スマイル班活動等による人間関係づくり ・アンケート ・児童の観察 ・教育相談 ・情報モラルに関する指導	・相談の日 ・個人懇談 ・学級通信 ・学年通信 ・生徒指導主事会、関係団体との連携 ・ネットトラブルの防止に関する啓発 ・PTA役員会
	・教職員の情報交換 ・学校評価（アンケートの実施）		
夏休み	・学校評価を基にした研修 ・事例研修（学級経営）	・2、3学期に向けての準備	・生徒指導主事会、関係団体との連携
2学期	・いじめ防止校内委員会（2、3学期の計画等） ・校内研修（いじめ問題への対処） ・授業公開及び授業研究	・学級、学年集団づくり ・スマイル班活動等による人間関係づくり ・アンケート ・児童の観察 ・教育相談 ・情報モラルに関する指導	・相談の日 ・個人懇談 ・学級通信 ・学年通信 ・なかよし参観日 ・生徒指導主事会、関係団体との連携
	・教職員の情報交換 ・学校評価（アンケートの実施）		

3 学 期	・学校評価を基にした研修 ・いじめ防止校内委員会（本年度の反省、次年度に向けて） ・次年度への引継資料作成	・学級、学年集団づくり ・スマイル班活動等による人間関係づくり ・アンケート ・児童の観察 ・教育相談	・相談の日 ・学級通信 ・学年通信 ・生徒指導主事会、関係団体との連携
	・教職員の情報交換 ・学校評価		

(5) アンケートの実施・考察

ア 児童アンケート

- ・ 心のお天気調べ（月１回）・・・児童の心の状態をチェックする。
- ・ なかよしアンケート（学期１回）・・・児童の悩み・友達間でのトラブル等の把握
- ・ 児童アンケート（学期１回）・・・学校生活の充実度・相談できる教職員の把握

イ 教職員アンケート

- ・ 学期毎の学校評価（自己評価）と同時期に実施する。

ウ アンケートの考察

集計結果の分析を行い、次期への取組について検討する。検討結果は、学校関係者評価委員会で報告し、学校評価に生かす。

4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭、学年主任

当該児童の在籍学級の担任

上記メンバーを基本とし、必要に応じて関係者に参加を要請する。

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有（手順） ※後掲 「いじめが発生した場合の組織的対応の流れ」

- ・ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校長が招集する「いじめ問題調査委員会」においていじめとして対応すべき事案か否かを判断も含め、組織的に対応する。
- ・ いじめが疑われる行為を発見した場合は、直ちにその場で止めさせる。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめの正確な実態把握のための調査・聞き取り等を迅速に行う。関係児童への聞き取りを行う際は、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に配慮する。
- ・ 加害児童が複数いる場合は、同時刻に個別に聞き取りを行うなど、いじめの正確な実態把握に留意する。
- ・ 質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にする。
- ・ 調査・聞き取り等の結果など収集した情報について迅速にいじめ問題調査委員会の構成員

で整理し、全教職員で共有する。

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

- ・ 被害児童には責任がないことを明確にし、最後まで守り通すことを伝える。
- ・ ハートなんでも相談員や専門家等と連携しながら、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- ・ 指導方針が決定した段階で、問題の解決に向けて学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 問題の解決に向けて継続して家庭と連携をとりながら取り組むことを伝えるとともに、対応・指導の経過等、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。

ウ 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

- ・ いじめはいかなる理由があっても、決して許される行為でないことを毅然とした姿勢で理解させる。
- ・ いじめの行為に至った背景を探り、適切な指導を行うことで、表面的な解決に終わらず、根本的な解決に向けて組織的に取り組む。
- ・ 保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であること、問われるのは今後の姿勢であることを伝え、児童の変容を図るために家庭と連携しながら指導することを確認する。

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

一時避難として、別室登校も選択肢の一つとして考慮しておく。また、必要であれば、就学校の指定の変更や区域外就学について保護者と協議を行い弾力的に対応する。

カ 懲戒

いじめをおこなった児童に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際は、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携し対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携し

た対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより当該学校に存在する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき（児童が自殺を企図した場合等）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 調査組織

「学校いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

- ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

- ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

- ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
- ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

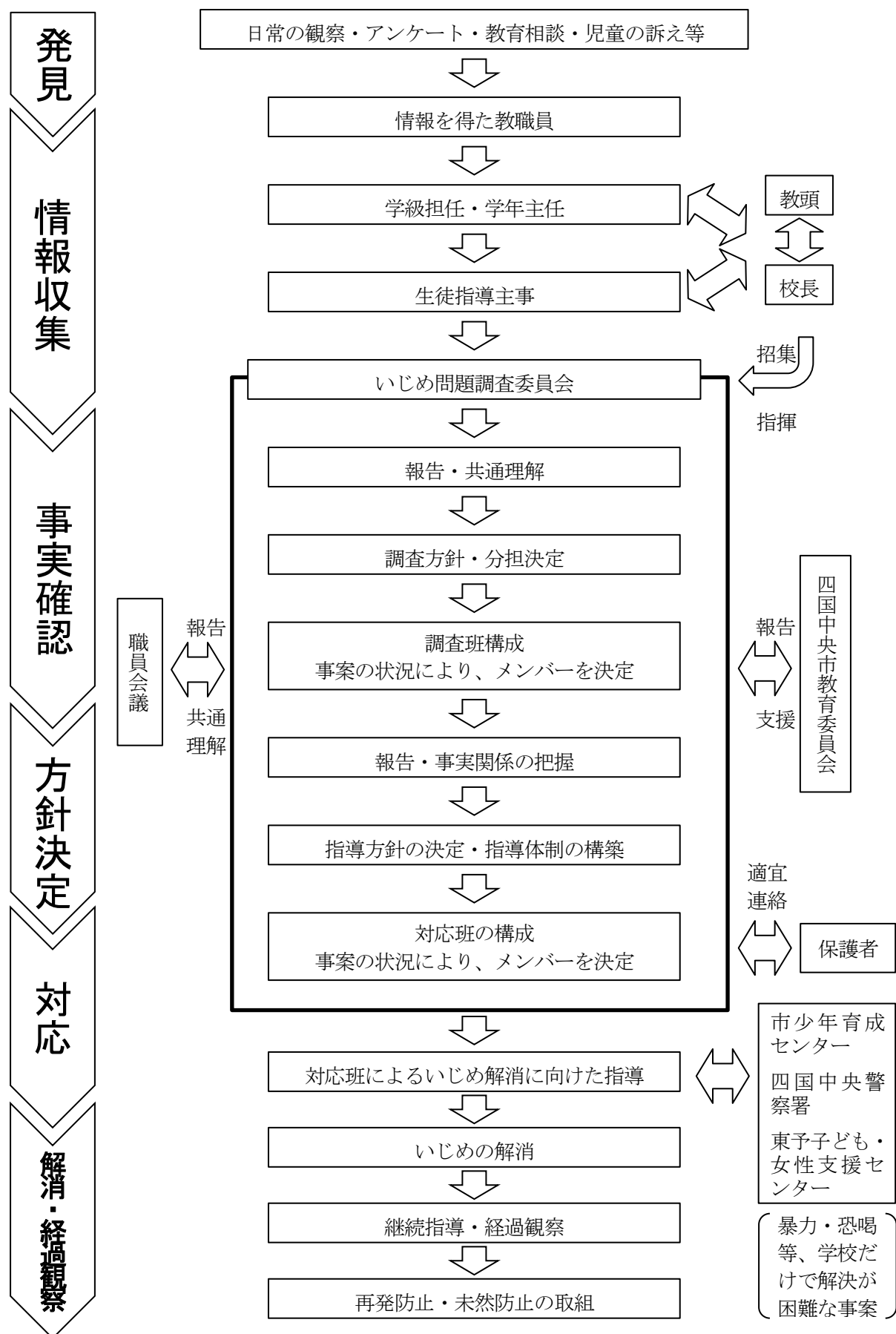
6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

いじめが発生した場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）



資 料

資料①

いじめ問題への取組のチェックリスト（学校評価 自己評価に活用）

資料②

いじめ防止対策推進法（抄）

資料③

参考資料一覧

いじめ問題への取組のチェックリスト

年 月 日

四国中央市立金生第一小学校


 十分できている ← → できていない

		A(4点)	B(3点)	C(2点)	D(1点)	E(0点)	
No	1 いじめ問題への指導	点 数	評価				
			A	B	C	D	E
(1)	自校のいじめ問題への指導方針を明確にし、全教職員の意識統一が図られている。		☐	☐	☐	☐	☐
(2)	自校のいじめ問題の状況について、アンケート調査や聞き取り調査を適切に行うなど、実態の的確な把握に努めている。		☐	☐	☐	☐	☐
(3)	児童生徒や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、被害児童生徒への支援や保護者等への対応を適切に行っている。		☐	☐	☐	☐	☐
(4)	いじめの事実が確認されたときは、その加害者(傍観者等も含む)に毅然とした対応を行うとともに、いじめの非に気づかせ、被害者への謝罪の気持ちが醸成される指導を行っている。		☐	☐	☐	☐	☐
(5)	自校の実態に応じ、ハートなんでも相談員等との適切な連携・支援体制が整っている。		☐	☐	☐	☐	☐
(6)	いじめ問題について指導上困難な課題を抱える事例に対して、専門的知識を有する者による指導、助言、援助を受ける体制が整っている。		☐	☐	☐	☐	☐

No	2 教職員研修	点数	評価				
			A	B	C	D	E
(7)	教職員のいじめ問題に対する指導力の向上に向け、段階的、実践的な研修を実施している。		☐	☐	☐	☐	☐
(8)	研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにしたりするなどの工夫を行っている。		☐	☐	☐	☐	☐
(9)	いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書・資料などを活用している。		☐	☐	☐	☐	☐
(10)	いじめの未然防止・早期発見につながる、児童・生徒の人権感覚を磨く人権・同和教育の推進に関する研修を実施している。		☐	☐	☐	☐	☐

No	3 組織体制・教育相談	点 数	評価				
			A	B	C	D	E
(11)	被害児童生徒はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が、学校内に整備されている。		☐	☐	☐	☐	☐
(12)	教育相談に関する専門的知識や経験を有する相談員の確保に努めるとともに、適切な人材の活用ができています。		☐	☐	☐	☐	☐
(13)	教育相談が広く利用されるよう、相談窓口について児童生徒・保護者等に対し周知・徹底を図っている。		☐	☐	☐	☐	☐
(14)	教育相談の内容に応じ、市町教育委員会と連携・協力して指導に当たるなど、相談後の継続的な指導を適切に行っている。		☐	☐	☐	☐	☐
(15)	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、法務局・警察・医療機関などの専門機関との連携が図られている。		☐	☐	☐	☐	☐

No	4 家庭・地域との連携	点 数	評価				
			A	B	C	D	E
(16)	学校とPTA、地域の関係機関・団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けての取組を推進している。		☐	☐	☐	☐	☐
(17)	いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っている。		☐	☐	☐	☐	☐
(18)	いじめの問題の解決のために、関係する異校種間と適切な連携協力を図っている。		☐	☐	☐	☐	☐

総合評価		点 数	評価				
			A	B	C	D	E
A:62点以上 B:61～52点 C:51～42点 D:41～32点 E31点以下		／ 72	☐	☐	☐	☐	☐
課題							
今後の 重点項目					数値目標		

資料② いじめ防止対策推進法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のため

の措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

資料⑥ 参考となる資料及びホームページ一覧

【参考資料】

- 文部科学省「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」
平成25年10月
- 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ増刊号 Leaves.1 いじめのない学校づくり-『学校いじめ防止基本方針』策定 Q&A-」 平成25年11月
- 国立教育政策研究所「生徒指導リーフシリーズ」
- 文部科学省『生徒指導提要』 令和4年 2月
- 愛媛県教育委員会「いじめ問題の正しい認識と的確な対応」
- 愛媛県教育委員会「教職員用いじめ対策ガイド」

【ホームページ】

- 文部科学省「いじめ問題への文部科学省の取り組み」
<http://www.mext.go.jp/ijime/>
- 愛媛県教育委員会「いじめ問題関係資料」
<http://ehime-c.esnet.ed.jp/jinken/izimetop1.html>